

五月十二日（火曜日）

出席議員

一	のぐち	けんたろう	十八番
二	吉村	美紀	十九番
三	松平	雄一郎	二十番
四	宮野	ゆみこ	二十一番
五	ほかり	吉紀	二十二番
六	依田	かずひろ	二十三番
七	高山	のりゆき	二十四番
八	石沢	恵美子	二十五番
九	千田	のりゆき	二十六番
十	豪一	のぼる	二十七番
十一	浅川	ひろこ	二十八番
十二	山田	伸一	二十九番
十三	宮本	香澄	三十番
十四	田中	けいじ	三十一番
十五	沢田	れい子	三十二番
十六	小林	こうき	三十三番
十七	宮崎		

十八番
十九番
二十番
二十一番
二十二番
二十三番
二十四番
二十五番
二十六番
二十七番
二十八番
二十九番
三十番
三十一番
三十二番
三十三番

たかはま	金子	市村	田中	名取	白石	松丸	岡崎	上田	品田	浅田	海津	高山	山本	板倉	関川
------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

なおき	てるよし	やすとし	としかね	顕一	英行	昌史	義顕	ゆきこ	ひでこ	保雄	敦子	泰三	一仁	美千代	けさ子
-----	------	------	------	----	----	----	----	-----	-----	----	----	----	----	-----	-----

欠席議員
なし
三十四番

出席説明員

区長	成澤	廣修	こども未来部長	多田	栄一郎
副区長	佐藤	正子	保健衛生部長	阿部	敦子
副区長	加藤	裕一	兼文京保健所長	鵜沼	秀之
教育長	丹羽	恵玲	都市計画部長	小鵜	沼幸
企画政策部長	新名	幸男	土木部長	小野	光之
総務部長	竹田	弘一	資源環境部長	細矢	剛史
防災危機管理室長	榎戸	研一	施設管理部長	松永	直樹
区民部長	高橋	征博	会計管理室事務取扱	宇民	清
アカデミー推進部長	長塚	隆史	教育推進部長	吉田	雄大
福祉事務部長	鈴木	裕佳	監査事務局長	渡邊	雄了
兼福祉事務所長	島木	孝幸	総務課長	畑中	貴史
地域包括ケア推進担当部長	矢島	幸幸			

事務局職員

事務局長	佐久間	康一	議事調査主査	菅波	節子
議事調査主査	杉山	大樹	議事調査担当	宮川	美帆
議事調査主査	窪田	英二	議事調査担当	眞鍋	由起子
議事調査主査	高橋	裕美			

議事日程

日程 第一 会期の決定について

午後一時五十九分開議

○議長（市村やすとし） ただいまから、令和八年文京区議会定例会

を開会いたします。

○議長（市村やすとし）

これより本日の会議を開きます。

○議長（市村やすとし） まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

七 番 高山 かずひろ 議員

十八番 たかはま なおき 議員

を指名いたします。

○議長（市村やすとし） 次に、本招集議会の議会期間は、本日一日間といたします。

○議長（市村やすとし） この際、書記より、諸般の報告をいたします。

〔議事調査主査朗読〕

二〇二六文総総第七八号

令和八年五月十二日

文京区長 成澤 廣 修

文京区議会議長 市村 やすとし 様

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

このことについて、地方自治法第百八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

一件 名 小石川地方合同庁舎（仮称）新設工事に係る受託契

約

二 決定年月日 令和八年三月二十三日

三 変更事項 契約金額

変更後 金四十三億九千六百六十八千七百一十円

変更前 金四十三億九千四百六十四万五千七百四十三円

二〇二六文総総第一五〇号

令和八年五月十二日

文京区長 成澤 廣 修

文京区議会議長 市村 やすとし 様

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した損害賠償額の決定に関する報告について

このことについて、地方自治法第百八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

損害賠償額の決定について

件名	決定年月日	損害賠償の内容	損害賠償額	相手方
会計年度任用職員の労働保険料の納入額誤りに伴う損害賠償	令和八年三月三十一日	労災保険料の不足額の納付に係る追徴金としての政府に対する損害賠償	十九万二千五百円	東京都千代田区九段南一丁目二番一号 東京労働局長 増田嗣郎

二〇二六文監第二〇号
令和八年四月十七日

文京区監査委員 渡部 敏明

同 松本 理恵子

同 岡崎 義顯

文京区議会議長 市村 やすとし 様

住民監査請求要旨について（通知）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第三項の規定により請求の要旨を別紙のとおり通知します。

住民監査請求要旨

一 請求者

（住所）・・・・・・・・・・・・・・・・

（氏名）・・・・・・・・

※ 請求者住所及び氏名については非公開とする。

二 請求の要旨

令和七年五月八日に文京区が「SILVER FERN HOLDINGS株式会社」（以下「シルバーファーン株式会社」という。）と締結した令和七年度の「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託」（以下「本件事業」という。）と同様の業務を内容とする令和八年度以降の本件事業に関する契約の締結、支出命令及び公金の支出について、差止めを求める。

なお、本件監査請求は、本件事業の違法性を前提に、この取組みに関して行われた本件事業の業務委託契約の目的が明確になつておらず、必要性・合理性を欠くほか、また、随意契約で行われたこと

等を違法として、文京区長に対して必要な措置を求めるものである。
以下省略。

二〇二六文監第二四号

令和八年四月三十日

文京区監査委員 渡部 敏明

同 松本 理恵子

同 岡崎 義顯

文京区議会議長 市村 やすとし 様

令和七年度三分例月出納検査結果の報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の第二項の規定による例月出納検査結果の報告を、同条第三項の規定により、下記のとおり提出します。

記

一 検査の対象 会計管理者所管の一般会計及び特別会計に属する令和七年度三分分の現金の出納及び保管状況

二 検査年月日 令和八年四月二十三日、二十四日

三 検査の結果 (1) 現金出納状況及び現金保管状況については、別紙「現金出納保管表」のとおり相違ありません。

(2) 収支の計数については、別紙「歳入計算表」及び「歳出計算表」のとおり相違ありません。

〔別紙省略〕

○議長（市村やすとし） これより、日程に入ります。

日程第一を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程 第一

会期の決定について

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から令和九年四月三十日までの三百五十四日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、会期は、三百五十四日間と決しました。

○議長（市村やすとし） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

したがって、本招集議会の議事は全て終了いたしました。

次の本会議は、追って御通知申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時四分散会